

1 融資あっせん制度貸付状況(令和4年度)(令和4年9月14日現在調査)

区 分	申 込		融 資 実 行	
	件数(件)	金額(万円)	件数(件)	金額(万円)
合 計	102	46,947	81	34,609
運 転 資 金	60	24,440	56	22,270
設 備 資 金	12	3,928	9	2,917
併 用	6	3,447	4	2,150
創 業 運 転 資 金	5	2,480	1	500
創 業 設 備 資 金	1	132	1	132
創 業 併 用	4	1,930	0	0
特定創業運転資金	2	1,000	2	800
特定創業設備資金	0	0	0	0
特定創業併用資金	4	2,900	1	1,000
借 換 運 転 資 金	5	3,800	5	3,200
借 換 併 用 資 金	3	2,890	2	1,640
事業資金 全区分合計	78 件	31,815 万円	69 件	27,337 万円
創業資金 全区分合計	16 件	8,442 万円	5 件	2,432 万円
借換資金 全区分合計	8 件	6,690 万円	7 件	4,840 万円

参考(令和3年度)

区 分	申 込		融 資 実 行	
	件数(件)	金額(万円)	件数(件)	金額(万円)
合 計	194	99,710	171	80,480
運 転 資 金	111	47,200	90	36,150
設 備 資 金	27	6,195	26	9,748
併 用	12	7,700	12	6,900
創 業 運 転 資 金	11	5,500	11	5,062
創 業 設 備 資 金	0	0	0	0
創 業 併 用	4	2,008	4	2,058
特定創業運転資金	2	520	2	620
特定創業設備資金	0	0	0	1,200
特定創業併用資金	0	0	0	0
借 換 運 転 資 金	25	22,770	22	17,070
借 換 併 用 資 金	2	2,200	2	2,200
コロナ対策資金	0	78,740	2	600
事業資金 全区分合計	150 件	66,712 万円	128 件	52,798 万円
創業資金 全区分合計	17 件	8,028 万円	17 件	7,740 万円
借換資金 全区分合計	27 件	24,970 万円	24 件	19,270 万円
コロナ対策全区分合計	0 件	0 万円	2 件	600 万円
利子補給: 735 件	20,495,632 円	保証料補助: 172 件	17,629,829 円	

2 中小企業特別対策運転資金融資あっせん制度廃止について

【中小企業特別対策運転資金融資あっせん制度の概要】

(1) 目的

昨年と比較して売上高が減少している中小企業者等に対して、金融機関に無利子の運転資金の融資をあっせんし、利子補給等必要な助成措置を行うことによって、景気低迷により事業経営に厳しさの続く市内の中小企業者等を支援することを目的とする。

(2) 主な要件

- ① 最近3月間の月平均売上額がその前年の同期に比べて3パーセント以上減少していること又は最近1年間の売上額がその前年に比べて3パーセント以上減少していること。
- ② 同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人又は法人（個人の場合は、市内に1年以上住所と事業所を有すること。法人の場合は、市内に1年以上会社の本店又は支店を有すること。）
- ③ 現に納期の到来している市税を納付していること。
- ④ 現在この制度による資金の融資を受けていないこと。

(3) 融資内容

資金区分	特別対策運転
融資限度額	500万円 ※緊急対策運転資金を利用している場合は 300万円
償還期間	5年以内 (据置6月以内)
融資利率	年1.975%
利子補給率	年1.975%
借受者負担率	年0%
償還方法	元金均等月賦償還
信用保証料	融資後、市が全額助成

【平成29年度特別対策運転資金の継続中止に係る判断要素】

- (1) 経済情勢（月例経済報告・地域経済動向・東京都中小企業の景況）
⇒回復傾向は、緩やかな回復基調が続いている。
ただし、中国を始めとするアジア振興国の景気の下振れや英国のEU離脱問題等に留意する必要がある。
- (2) 中小企業対策（中小企業庁の中小企業金融支援策）
⇒緩やかな回復基調が続いている。
- (3) 倒産件数（都内中小企業の倒産件数の動向）
⇒多摩地域及び西東京市ともに減少傾向

【特別対策運転資金の実績】

(1) 利用実績

年度	申 込		融 資 実 績	
	件数 (件)	金額 (万円)	件数 (件)	金額 (万円)
平成 29 年度	—	—	17	5,630
平成 28 年度	104	39,710	84	29,760
平成 27 年度	101	39,820	92	32,870
平成 26 年度	91	37,000	85	33,950
平成 25 年度	86	35,220	65	24,320
平成 24 年度	55	19,570	52	15,100
平成 23 年度	77	26,400	72	21,820
平成 22 年度	169	64,110	177	57,725
平成 21 年度	320	120,530	219	71,120
計	1,003	382,360	863	292,295

※ 平成 29 年度をもって新規受付は終了⇒令和 4 年 8 月をもって完済。

(2) 予算執行実績

年度	利子補給補助 (円)	保証料補助 (円)	計 (円)
令和 3 年度	231,444	—	231,444
令和 2 年度	1,342,422	—	1,342,422
令和元年度	3,649,686	—	3,649,686
平成 30 年度	7,349,305	—	7,349,305
平成 29 年度	12,132,103	1,365,505	13,497,608
平成 28 年度	13,786,630	6,840,071	20,626,701
平成 27 年度	11,878,897	7,799,100	19,677,997
平成 26 年度	12,006,602	8,456,075	20,462,677
平成 25 年度	13,330,539	4,984,479	18,315,018
平成 24 年度	16,550,566	3,120,699	19,671,265
平成 23 年度	19,982,783	4,646,633	24,629,416
平成 22 年度	18,606,142	10,521,121	29,127,263
平成 21 年度※	3,031,643	14,786,057	17,817,700
計	133,878,762 円	62,519,740	196,398,502

3 西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん条例廃止について

【勤労者等住宅資金融資あっせん制度の概要】

目的（用途）	<p>勤労者等の居住の用に供する住宅の取得、増改築又は修繕（リフォーム）に必要な資金の融資を特定金融機関にあっせんすることにより、勤労者等の居住環境の向上を図る。</p> <p>※勤労者とは、労働基準法第9条に規定する労働者で、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で賃金を支払われる者</p> <p>※中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者</p>
融資限度額	1,000万円（10万円単位）
償還期間	15年以内（据置期間3ヶ月以内）
金利条件	固定型 年4.0%（補給利率2.0%）
住宅要件	<p>面積170㎡以下であること。併用住宅は居住部分が1/2以上のこと。</p> <p>住宅所有者は本人又は配偶者であること。借地は地主の承諾を得ていること。</p>
保証料補助	なし
申込資格	<p>市内に継続して1年以上住所を有する勤労者等で、次の要件を満たす者（外国人は外国人登録法に規定し、登録済であること）</p> <p>(1) 年齢が20歳以上65歳未満で償還完了時75歳未満（特定金融機関が認める場合はこの限りでない）</p> <p>(2) 前年の所得金額が1,000万円以内であること</p> <p>(3) この制度による融資を受けていないこと</p> <p>(4) 市民税等の納税義務者であって納期到来分までの市税を完納していること</p> <p>(5) 住宅1棟につき1件の申請であること</p>
提出書類	<p>(1) 申込書、勤続（在職）証明書</p> <p>(2) 住民票（世帯全員）、市税納税証明書、前年の所得（収入）証明書</p> <p>(3) 工事見積書又は工事請負契約書、建築確認書、売買契約書</p> <p>(4) 登記事項証明書（全部事項）</p>

令和4年4月1日施行、民法の成人年齢（20歳⇒18歳）変更に伴う上記規定整備は、平成24年度以降、新規受付を停止しているため改正は行わない。

【平成23年度事務事業評価】⇒「抜本的見直し」

本事業は、開始当初から利用状況が低迷しており、特に近年では利用がないことから、廃止を含め抜本的な見直しが必要と言わざるを得ない。具体的な見直し内容については、「中小企業等資金融資検討委員会」における検討結果を踏まえ、最終的に判断されたい。

【勤労者等住宅資金融資あっせん制度実績】

① 貸付状況

年度	申込		融資実行	
	件数	金額	件数	金額
平成16年度	4件	24,500千円	1件	10,000千円
平成17年度	0件	0円	1件	3,500千円
平成18年度	1件	8,500千円	1件	8,500千円
平成19年度	2件	13,500千円	0件	0円
平成20年度	0件	0円	0件	0円
平成21年度	0件	0円	0件	0円
平成22年度	0件	0円	0件	0円
平成23年度	0件	0円	0件	0円

※ 平成23年度をもって新規受付は終了⇒令和4年8月をもって完済。

② 利子補給（決算額）

区分	件数	金額	利率（本人負担）	旧保谷利率（本人負担）
平成22年度	5件	351,265円	4%（2%）	1.60・1.45%（1.0%）
平成23年度	5件	314,771円	4%（2%）	1.60・1.40%（1.0%）
平成24年度	5件	270,323円	4%（2%）	1.35・1.25%（1.0%）
平成25年度	5件	219,942円	4%（2%）	1.15・1.30%（1.0%）
平成26年度	4件	126,140円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）
平成27年度	4件	107,392円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）
平成28年度	2件	90,374円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）
平成29年度	2件	73,420円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）
平成30年度	2件	56,105円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）
令和元年度	2件	38,438円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）
令和2年度	2件	22,128円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）
令和3年度	1件	9,208円	4%（2%）	2.00・2.00%（1.0%）

【旧保谷市制度】（H13.6.30までに受け付けたもの）

平成12年度 2件（利率は、4月1日及び10月1日の長期プライムレート）

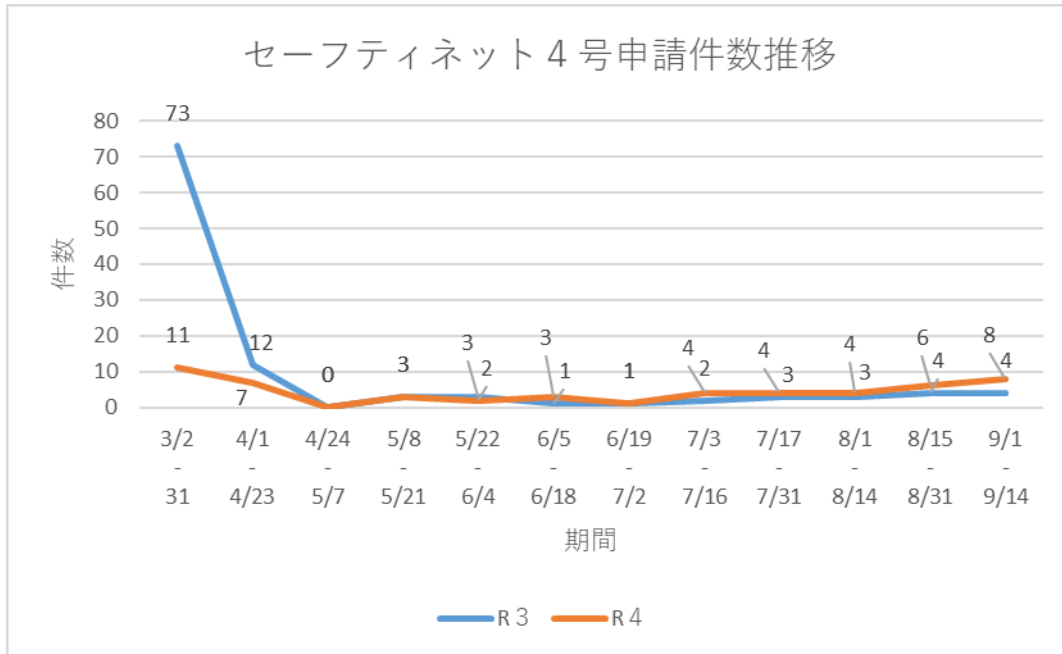


旧保谷分については、平成26年度で償還済み（利子補給終了）

4 セーフティネット等申請状況(3月2日～9月14日時点集計)

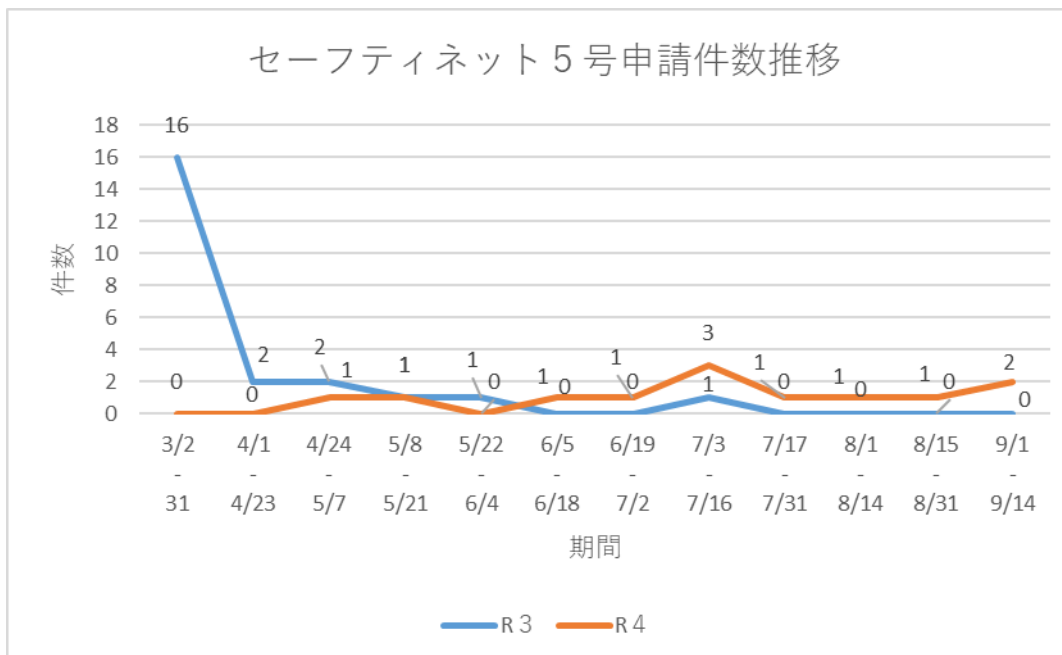
(1)セーフティネット4号保証【前年同時期 20%売り上げ減少、保証率 100%】 申請件数(件)

	3/2	4/1	4/24	5/8	5/22	6/5	6/19	7/3	7/17	8/1	8/15	9/1	合計
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31	4/23	5/7	5/21	6/4	6/18	7/2	7/16	7/31	8/14	8/31	9/14	
R3	73	12	0	3	3	1	1	2	3	3	4	4	109
R4	11	7	0	3	2	3	1	4	4	4	6	8	53



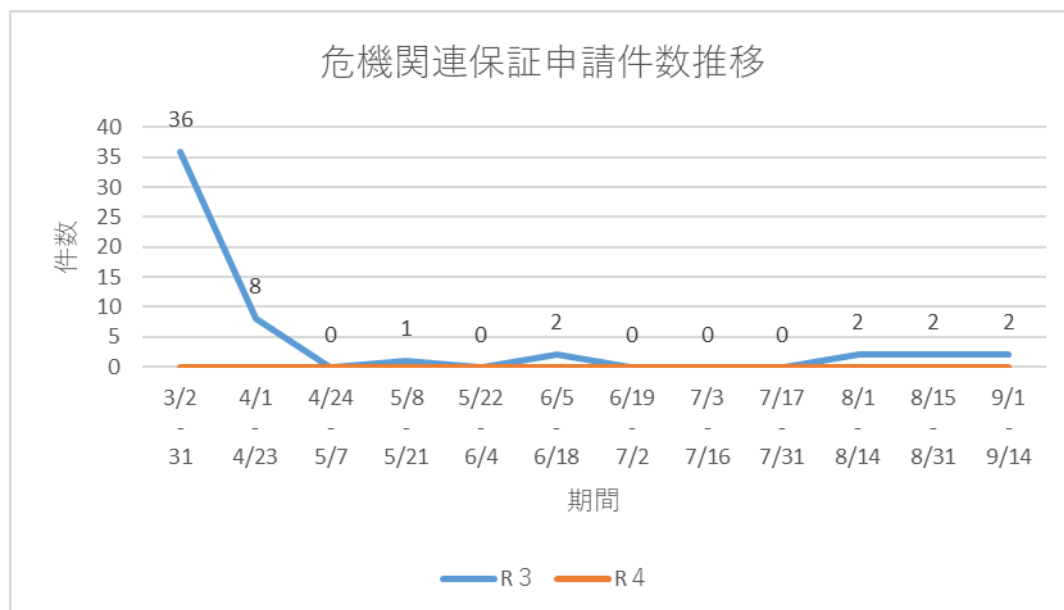
(2)セーフティネット5号保証【前年同時期5%売り上げ減少、保証率 80%】 申請内訳(件)

	3/2	4/1	4/24	5/8	5/22	6/5	6/19	7/3	7/17	8/1	8/15	9/1	合計
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31	4/23	5/7	5/21	6/4	6/18	7/2	7/16	7/31	8/14	8/31	9/14	
R3	16	2	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	23
R4	0	0	1	1	0	1	1	3	1	1	1	2	12



(3) 危機関連保証【前年同時期 15%売り上げ減少、保証率 100%】申請内訳(件)

	3/2	4/1	4/24	5/8	5/22	6/5	6/19	7/3	7/17	8/1	8/15	9/1	合計
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31	4/23	5/7	5/21	6/4	6/18	7/2	7/16	7/31	8/14	8/31	9/14	
R3	36	8	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	53
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



5 新型コロナウイルス感染症対策融資制度(令和4年度7月1日現在)

(1) 東京都制度融資 新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走)

細目	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置 期間	融資利率(年率)		保証料補助
伴走全国 (国の全国統一 保証制度)	6,000 万円	10 年以内 (5年以内)	固定金利 責任共有利率 1.7%~2.2% (償還期間によっ て異なる)	固定金利 全部保証利率 1.5%~2.0% (償還期間によっ て異なる)	全事業者に対し、 事業者負担が 0.2~ 1.15%になるよう国が補 助
伴走対応	2億 2,000 万円 (4 億 2,000 万円)	10 年以内 (5年以内)			全事業者 4 分の 3 又は小規模 企業者 2 分の 1

(2) 東京都保証協会制度

制度の特徴	制度名	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証※1	伴走支援型 特別保証制度	6,000 万円	事業資金 10 年以内(据置期 間5年以内を含む)	金融機関所定利率
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための資金に対する保証※1	事業再生計画 実施関連保証 (感染症対応型) 制度	1企業 2億 8,000 万円 1組合 4億 8,000 万円	事業資金 15 年以内(据置期 間5年以内を含む)	

※1 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が 0.2%になるよう国が補助。